

1 ○青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹
2 介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針（案）

3
4 第一 趣旨

5 この指針は、青少年の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）第4条及び第
6 6条に定める事項についての必要な措置に関し、事業主、特定地方公共団体（職業安定法
7 （昭和22年法律第141号）第4条第8項に規定する特定地方公共団体をいう。以下同じ。）、
8 職業紹介事業者等（法第4条第2項に規定する職業紹介事業者等をいう。以下同じ。）そ
9 の他の関係者が適切に対処することができるよう、我が国の雇用慣行、近年における青少
10 年の雇用失業情勢等を考慮して、これらの者が講ずべき措置について定めたものである。

11 なお、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の新規卒業予定者については、
12 経済団体、学校及び行政機関による就職に関する申合せ等がある場合には、それに留意す
13 ること。

14
15 第二 事業主等が青少年の募集及び採用に当たって講ずべき措置

16 一 労働関係法令等の遵守

17 事業主、青少年の募集を行う者、募集受託者（職業安定法第39条に規定する募集受託
18 者をいう。（一）において同じ。）及び求人者は、青少年が適切に職業選択を行い、
19 安定的に働くことができるようにするためには、労働条件等が的確に示されることが
20 重要であることに鑑み、次に掲げる労働条件等の明示等に関する事項を遵守すること。

21
22 (一) 募集に当たって遵守すべき事項

23 イ 青少年の募集を行う者及び募集受託者は職業安定法第5条の3第1項の規定に基づ
24 き、募集に応じて労働者になろうとする青少年に対し、従事すべき業務の内容及び賃
25 金、労働時間その他の労働条件（以下「従事すべき業務の内容等」という。）を可能
26 な限り速やかに明示しなければならないこと。

27 ロ 求人者は、青少年を対象とした求人の申込みに当たり、公共職業安定所、特定地方
28 公共団体又は職業紹介事業者（職業安定法4第条第9項に規定する職業紹介事業者を
29 いう。以下同じ。）に対し、同法第5条の3第2項の規定に基づき、従事すべき業務
30 の内容等を明示しなければならないこと。

31 ハ 青少年の募集を行う者、募集受託者及び求人者（以下この（一）において「募集者
32 等」という。）は、イ又はロにより従事すべき業務の内容等を明示するに当たっては、
33 次に掲げるところによらなければならないこと。

34 (イ) 明示する従事すべき業務の内容等は、虚偽又は誇大な内容としないこと。

35 (ロ) 労働時間に関しては、始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有
36 無、休憩時間、休日等について明示すること。また、労働基準法（昭和22年法律

1 第49号) 第38条の3第1項の規定により同項第2号に掲げる時間労働したものと
2 みなす場合又は同法第38条の4第1項の規定により同項第3号に掲げる時間労働
3 したものとみなす場合は、その旨を明示すること。また、同法第41条の2第1
4 項の同意をした場合に、同項の規定により労働する労働者として業務に従事する
5 こととなるときは、その旨を明示すること。

6 (ハ) 賃金に関しては、賃金形態(月給、日給、時給等の区分)、基本給、定額
7 的に支払われる手当、通勤手当、昇給に関する事項等について明示すること。また、
8 一定時間分の時間外労働、休日労働及び深夜労働に対する割増賃金を定額で支払
9 うこととする労働契約を締結する仕組みを採用する場合は、名称のいかんにかか
10 わらず、一定時間分の時間外労働、休日労働及び深夜労働に対して定額で支払わ
11 れる割増賃金(以下この(ハ)において「固定残業代」という。)に係る計算方法
12 (固定残業代の算定の基礎として設定する労働時間数(以下この(ハ)において
13 「固定残業時間」という。)及び金額を明らかにするものに限る。)、固定残業
14 代を除外した基本給の額、固定残業時間を超える時間外労働、休日労働及び深夜
15 労働分についての割増賃金を追加で支払うこと等を明示すること。

16 (ニ) 期間の定めのある労働契約を締結しようとする場合は、当該契約が試みの使用
17 期間の性質を有するものであっても、当該試みの使用期間の終了後の従事すべ
18 き業務の内容等ではなく、当該試みの使用期間に係る従事すべき業務の内容等を
19 明示すること。

20 ニ 募集者等は、イ又はロにより従事すべき業務の内容等を明示するに当たっては、次
21 に掲げるところによるべきであること。

22 (イ) 原則として、求職者又は募集に応じて労働者になろうとする青少年(以下こ
23 の(一)において「求職者等」という。)と最初に接触する時点までに従事すべ
24 き業務の内容等を明示すること。なお、ハ(ロ)後段及びハ(ハ)後段に係る内容
25 の明示については、特に留意すること。

26 (ロ) 従事すべき業務の内容等の事項の一部をやむを得ず別途明示することとする
27 ときは、その旨を併せて明示すること。

28 ホ 募集者等は、イ又はロにより従事すべき業務の内容等を明示するに当たっては、次
29 に掲げる事項に配慮すること。

30 (イ) 求職者等に具体的に理解されるものとなるよう、従事すべき業務の内容等の
31 水準、範囲等を可能な限り限定すること。

32 (ロ) 求職者等が従事すべき業務の内容に関しては、職場環境を含め、可能な限り
33 具体的かつ詳細に明示すること。

34 (ハ) 明示する従事すべき業務の内容等が労働契約締結時の従事すべき業務の内容
35 等と異なることとなる可能性がある場合は、その旨を併せて明示するとともに、
36 従事すべき業務の内容等が既に明示した内容と異なることとなった場合には、当

- 1 該明示を受けた求職者等に速やかに知らせること。
- 2 へ 広告等により青少年の募集を行う者及び募集受託者は、職業安定法第42条第1項の規
3 定により、当該募集に係る従事すべき業務の内容等を明示するに当たっては、当該募
4 集に応じようとする青少年に誤解を生じさせることのないように平易な表現を用い
5 る等その的確な表示に努めなければならないこと。この場合において、募集に関する
6 情報を提供することを業として行う者（以下このへ及び第4において「募集情報提供
7 事業者」という。）をして労働者の募集に関する情報を労働者となろうとする青少年
8 に提供させようとするときは、当該募集情報提供事業者の協力を求めるよう努めるこ
9 と。
- 10 ト 求人者及び青少年の募集を行う者（以下この（一）において「求人者等」という。）
11 は、職業安定法第5条の3第3項の規定に基づき、それぞれ、紹介された求職者又は
12 募集に応じて労働者になろうとする青少年（以下チ及びリにおいて「紹介求職者等」と
13 いう。）と労働契約を締結しようとする場合であって、これらの者に対して同条第1
14 項の規定により明示された従事すべき業務の内容等（以下この（一）において「第1
15 項明示」という。）を変更し、特定し、削除し、又は第1項明示に含まれない従事す
16 べき業務の内容等を追加する場合は、当該契約の相手方となろうとする青少年に対し、
17 当該変更し、特定し、削除し、又は追加する従事すべき業務の内容等（以下チにおい
18 て「変更内容等」という。）を明示しなければならないこと。
- 19 チ 求人者等は、トの明示を行うに当たっては、紹介求職者等が変更内容等を十分に理
20 解することができるよう、適切な明示方法をとらなければならないこと。その際、（イ）
21 の方法によることが望ましいものであるが、（ロ）などの方法によることも可能であ
22 ること。
- 23 （イ） 第1項明示と変更内容等とを対照することができる書面を交付すること。
- 24 （ロ） 労働基準法第15条第1項の規定に基づき交付される書面（労働基準法施行規
25 則（昭和22年厚生省令第23号）第5条第4項第1号の規定に基づき送信されるフ
26 ァクシミリの記録又は同項第2号の規定に基づき送信される電子メールその他
27 のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の記
28 録を含む。）において、変更内容等に下線を引き、若しくは着色し、又は変更内
29 容等を注記すること。なお、第1項明示の一部の事項を削除する場合にあつては、
30 削除される前の当該従事すべき業務の内容等も併せて記載すること。
- 31 リ 求人者等は、締結しようとする労働契約に係る従事すべき業務の内容等の調整が終
32 了した後、当該労働契約を締結するかどうか紹介求職者等が考える時間が確保される
33 よう、可能な限り速やかにトの明示を行うこと。また、トの明示を受けた紹介求職者
34 等から、第1項明示を変更し、特定し、削除し、又は第1項明示に含まれない従事す
35 べき業務の内容等を追加する理由等について質問された場合には、適切に説明するこ
36 と。

- 1 ヌ 第1項明示は、そのまま労働契約の内容となることが期待されているものであること
2 と。また、第1項明示を安易に変更し、削除し、又は第1項明示に含まれない従事す
3 べき業務の内容等を追加してはならないこと。
- 4 ル 学校卒業見込者等（法第11条に規定する学校卒業見込者等をいう。以下同じ。）に
5 ついては、特に配慮が必要であることから、第1項明示を変更し、削除し、又は第1
6 項明示に含まれない従事すべき業務の内容等を追加すること（ニ（ロ）により、従事
7 すべき業務の内容等の一部をやむを得ず別途明示することとした場合において、当該
8 別途明示することとされた事項を追加することを除く。）は不適切であること。また、
9 原則として、学校卒業見込者等を労働させ、賃金を支払う旨を約し、又は通知するま
10 までに、職業安定法第5条の3第1項及びトの明示が書面により行われるべきであるこ
11 と。
- 12 ヲ 職業安定法第5条の3第1項の規定に基づく明示が同法の規定に抵触するものであ
13 った場合、トの明示を行ったとしても、同項の規定に基づく明示が適切であったとみ
14 なされるものではないこと。
- 15 ワ 求人者等は、第1項明示を変更し、削除し、又は第1項明示に含まれない従事すべ
16 き業務の内容等を追加した場合は、求人票等の内容を検証し、修正等を行うべきであ
17 ること。
- 18 カ イ又はロ及びトにより従事すべき業務の内容等を明示するに当たっては、職業安定
19 法第5条の3第4項の規定により、次に掲げる事項（ただし（リ）に掲げる事項にあ
20 っては、青少年を派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の
21 保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をい
22 う。以下このカにおいて同じ。）として雇用しようとする者に限る。）については、
23 書面の交付等により行わなければならないこと。
- 24 （イ） 青少年が従事すべき業務の内容に関する事項
25 （ロ） 労働契約の期間に関する事項
26 （ハ） 試みの使用期間に関する事項
27 （ニ） 就業の場所に関する事項
28 （ホ） 始業及び就業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間及び休日
29 に関する事項
30 （ヘ） 賃金（臨時に支払われる賃金、賞与、精勤手当、勤続手当及び奨励加給又は
31 能率手当を除く。）の額に関する事項
32 （ト） 健康保険、厚生年金、労働者災害補償保険及び雇用保険の適用に関する事項
33 （チ） 青少年を雇用しようとする者の氏名又は名称に関する事項
34 （リ） 青少年を派遣労働者として雇用しようとする旨
- 35 ヨ イ又はロ及びトによる明示は、試みの使用期間中の従事すべき業務の内容等と当該
36 期間が終了した後の従事すべき業務の内容等とが異なる場合には、それぞれの従事す

べき業務の内容等を示すことにより行わなければならないこと。

タ 求人者等は、求職者等に対して第1項明示に関する記録を、当該明示に係る職業紹介又は青少年の募集が終了する日（当該明示に係る職業紹介又は青少年の募集が終了する日以降に当該明示に係る労働契約を締結しようとする者にあつては、当該明示に係る労働契約を締結する日）までの間保存しなければならないこと。

レ 募集者等は、その業務の目的の範囲内で青少年の個人情報を収集するとともに、その個人情報を収集する際には、本人から直接収集し、又は本人の同意の下で本人以外の者から収集する等適法かつ公正な手段によらなければならないこと。

また、募集者等は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（以下「個人情報保護法」という。）第2条第5項に規定する個人情報取扱事業者（以下「取扱事業者」という。）に該当する場合には、同法第4章第1節に規定する義務を遵守しなければならないこと。

なお、取扱事業者に該当しない場合であっても、取扱事業者に準じて、個人情報の適正な取扱いの確保に努めること。

ソ ミスマッチ防止の観点から、募集者等は、青少年の募集又は求人への申込みに当たり、企業の求める人材像、採用選考に当たって重視する点、職場で求められる能力・資質、キャリア形成等についての情報を青少年又は公共職業安定所、特定地方公共団体若しくは職業紹介事業者に対し明示するよう努めること。

ツ 青少年の募集を行う者又は募集受託者は、職業安定機関、特定地方公共団体等と連携を図りつつ、当該事業に係る募集に応じて労働者になろうとする青少年からの苦情を迅速、適切に処理するための体制の整備及び改善向上に努めること。

ネ 虚偽の広告をなし、若しくは虚偽の条件を掲示して青少年の募集を行った場合、又は虚偽の条件を提示して、公共職業安定所又は職業紹介を行う者に求人への申込みを行った場合は、職業安定法第65条第8号又は第9号の規定により、罰則の対象となることに留意すること。

ナ 第三の一の雇用管理上の措置を講ずることに関連して、事業主は、就職活動中の学生やインターンシップを行っている者等に対する言動に関し、次に掲げる取組を行うことが望ましいこと。

(イ) 当該事業主が雇用する労働者が、就職活動中の学生やインターンシップを行っている者等に対する言動についても必要な注意を払うよう配慮すること。

(ロ) 事業主（その者が法人である場合にあつては、その役員）自らと当該事業主が雇用する労働者も、就職活動中の学生やインターンシップを行っている者等に対する言動について必要な注意を払うよう努めること。

(ハ) 職場におけるパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント及び妊娠、出産等に関するハラスメント（以下「職場におけるパワーハラスメント等」という。）を行ってはならない旨の方針の明確化等を行う際に、就職活動中の学生やインターン

1 シップを行っている者等に対する言動についても、同様の方針を併せて示すこと。

2 (二) 就職活動中の学生やインターンシップを行っている者等から職場におけるパワー
3 ハラスメント等に類すると考えられる相談があった場合には、その内容を踏まえて、
4 第三の一の雇用管理上の措置も参考にしつつ、必要に応じて適切な対応を行うよう
5 に努めること。

6 (二) 採用内定・労働契約締結に当たって遵守すべき事項等

7 イ 事業主は、採用内定を行うに当たっては、採否の結果を明確に伝えるとともに、確
8 実な採用の見通しに基づいて行うよう努めること。採用内定者に対しては、書面の交
9 付等により、採用の時期、採用条件、採用内定の取消事由等を明示するとともに、採
10 用内定者が学校等を卒業することを採用の条件としている場合についても、内定時に
11 その旨を明示するよう留意すること。

12 ロ 事業主は、採用内定者について労働契約が成立したと認められる場合には、客観的
13 に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない採用内定の取消しは無
14 効とされることについて十分に留意し、採用内定の取消しを防止するため、最大限の
15 経営努力を行う等あらゆる手段を講ずること。

16 また、やむを得ない事情により採用内定の取消し又は入職時期の繰下げを行う場合
17 には、当該取消しの対象となった学校等の新規卒業予定者の就職先の確保について最
18 大限の努力を行うとともに、当該取消し又は繰下げの対象となった者からの補償等の
19 要求には誠意を持って対応すること。

20 ハ 採用内定者について、労働契約が成立したと認められる場合には、当該採用内定者
21 に対して、自由な意思決定を妨げるような入社辞退の勧奨は、違法な権利侵害に当た
22 るおそれがあることから行わないこと。

23 ニ 採用内定又は採用内々定を行うことと引替えに、他の事業主に対する就職活動を取
24 りやめるよう強要することなど青少年の職業選択の自由を妨げる行為や、青少年の意
25 思に反して就職活動の終了を強要する行為については、青少年に対する公平・公正な
26 就職機会の提供の観点から行わないこと。

27 ホ 労働契約の締結に当たっては、労働基準法第15条第1項の規定により、事業主は、
28 青少年に対して、労働基準法施行規則第5条第1項各号に掲げる事項として次に掲げ
29 る事項を明示しなければならないこと。この場合において、(イ)から(へ)までに
30 掲げる事項(昇給に関する事項を除く。)については、書面の交付(同条第4項ただ
31 し書の場合においては、同項各号に掲げる方法を含む。)により明示しなければならないこと。
32 なお、これらの明示された労働条件が事実と相違する場合においては、同
33 法第15条第2項の規定により、青少年は、即時に労働契約を解除することができるこ
34 とに留意すること。

35 (イ) 労働契約の期間に関する事項

36 (ロ) 期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準に関する事項

- 1 (ハ) 就業の場所及び従事すべき業務に関する事項
2 (ニ) 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、
3 休暇並びに労働者を二組以上に分けて就業させる場合における就業時転換に関す
4 る事項
5 (ホ) 賃金（退職手当及び（チ）に規定する賃金を除く。以下この（ホ）において
6 同じ。）の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期並びに昇給
7 に関する事項
8 (ヘ) 退職に関する事項（解雇の事由を含む。）
9 (ト) 退職手当の定めが適用される労働者の範囲、退職手当の決定、計算及び支払
10 の方法並びに退職手当の支払の時期に関する事項
11 (チ) 臨時に支払われる賃金（退職手当を除く。）、賞与、精勤手当、勤続手当及
12 び奨励加給又は能率手当並びに最低賃金額に関する事項
13 (リ) 労働者に負担させるべき食費、作業用品その他に関する事項
14 (ヌ) 安全及び衛生に関する事項
15 (ル) 職業訓練に関する事項
16 (ヲ) 災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項
17 (ワ) 表彰及び制裁に関する事項
18 (カ) 休職に関する事項
19 ニ 労働条件の明示に関し、労働基準法第15条第1項の規定に違反した場合は、同法第
20 120条第1項の規定により、罰則の対象となることに留意すること。
21 ト 締結された労働契約の内容である労働条件の変更に当たっては、労働契約法（平成
22 19年法律第128号）第8条の規定により、原則として、青少年及び事業主の合意が必
23 要であること。なお、就業規則を変更することにより、青少年の不利益に労働契約の
24 内容である労働条件を変更する場合においては、同法第9条及び第10条の規定を遵守
25 すること。
26
27 二 青少年雇用情報の提供
28 マッチングの向上のためには、労働条件等に加えて、職場における就労実態に係る情
29 報の提供が重要であることに鑑み、事業主等は、法第13条及び第14条に規定する青少
30 年雇用情報の提供に当たっては、次に掲げる事項に留意すること。
31 (一) ホームページ等での公表、会社説明会での提供又は求人票への記載等により、
32 青少年の雇用の促進等に関する法律施行規則（平成二十七年厚生労働省令第一五
33 五号）（以下「法施行規則」という。）第5条に定める青少年雇用情報の全ての
34 項目について情報提供することが望ましいこと。
35 (二) 学校卒業見込者等が具体的な項目の情報提供を求めた場合には、特段の事情
36 がない限り、当該項目を情報提供することが望ましいこと。

1 (三) 情報提供の求めを行った学校卒業見込者等に対して、当該求めを行ったこと
2 を理由とする不利益な取扱いをしないこと。

3 (四) 情報提供の求めに備え、あらかじめ提供する情報を整備しておくことが望ま
4 しいこと。また、その求めがあった場合には、速やかな情報提供に努めること。

5 6 三 意欲・能力に応じた就職機会の提供等

7 事業主は、青少年の募集及び採用に当たり、就業等を通じて培われた能力や経験につ
8 いて、過去の就業形態や離職状況、学校等の卒業時期等にとらわれることなく、人物
9 本位による正当な評価を行うべく、次に掲げる措置を講ずるように努めること。

10 (一) 学校等の卒業者の取扱い

11 意欲や能力を有する青少年に応募の機会を広く提供する観点から、学校等の卒業者
12 についても、学校等の新規卒業予定者の採用枠に応募できるような募集条件を設定す
13 ること。当該条件の設定に当たっては、学校等の卒業者が卒業後少なくとも三年間は
14 応募できるものとする。

15 また、学校等の新規卒業予定者を募集するに当たっては、できる限り年齢の上限を
16 設けないようにするとともに、上限を設ける場合には、青少年が広く応募することが
17 できるよう検討すること。

18 (二) 学校等の新規卒業予定者に係る採用方法

19 イ 通年採用や秋季採用の積極的な導入

20 学校等の新規卒業予定者の採用時期については、春季の一括採用が雇用慣行として
21 定着しているところであるが、何らかの理由により当該時期を逸した青少年に対しても
22 応募の機会を提供する観点から、通年採用や秋季採用の導入等の個々の事情に配慮
23 した柔軟な対応を積極的に検討すること。

24 ロ 青少年が希望する地域における就職機会の提供

25 青少年が希望する地域において就職し、安定的に働き続けることができるよう、国
26 や地方公共団体等の施策を活用しながら、いわゆるU I Jターン就職等による就職機
27 会の提供に積極的に取り組むことが望ましいこと。

28 (三) 職業経験が少ない青少年等に対する就職機会の提供

29 職業経験が少ないこと等により、青少年を雇入れの当初から正社員として採用する
30 ことが困難な場合には、トライアル雇用、雇用型訓練等の積極的な活用により、当該
31 青少年の適性、能力等についての理解を深めることを通じて、青少年に安定した職業
32 に就く機会を提供すること。

33 (四) 選考に当たってのいわゆるフリーター等に対する評価基準

34 いわゆるフリーター等についても、その選考に当たっては、その有する適性、能力
35 等を正當に評価するとともに、応募時点における職業経験のみならず、留学経験やボ
36 ランティア活動の実績等を考慮するなど、その将来性も含めて長期的な視点に立って

1 判断することが望ましいこと。

2 (五) インターンシップ・職場体験の機会の提供

3 青少年の職業意識の形成支援のため、事業主においても、学校や公共職業安定所等
4 と連携して、インターンシップや職場体験の受入れを行うなど、積極的に協力するこ
5 とが望ましいこと。

6 なお、インターンシップに関しては、「インターンシップの推進に当たっての基本的
7 考え方」（平成9年9月18日文科科学省・厚生労働省・経済産業省策定）を踏まえ
8 た実施が求められること及びインターンシップや職場体験であっても、労働関係法令
9 が適用される場合もあることに留意が必要であること。

10
11 四 学校卒業見込者等が希望する地域等で働ける環境の整備

12 青少年が、希望する働き方を選択し、自ら主体的・継続的なキャリア形成を図ること
13 を可能とするためには、より柔軟かつ多様な就業機会の選択肢が必要である。特に、
14 仕事と生活の調和等の観点から、学校卒業段階で希望する地域で就職機会を得、その
15 地域において中長期的にキャリア形成ができる環境整備が求められる。このため、事
16 業主は、ICT利活用の可能性も検討しつつ、次に掲げる措置を講ずるよう努めるこ
17 と。

18 (一) 地域を限定して働ける勤務制度の積極的な導入

19 学校卒業見込者等が一定の地域において働き続けることができるよう、広域的な
20 事業拠点を有する企業は、一定の地域に限定して働ける勤務制度の導入を積極的に検
21 討すること。

22 (二) キャリア展望に係る情報開示

23 学校卒業見込者等が適職を選択し、安定的に働き続けることができるよう、採用
24 後の就業場所や職務内容等を限定した採用区分については、それぞれの選択肢ごとの
25 キャリア形成の見通しなど、将来のキャリア展望に係る情報開示を積極的に行うこと。

26
27 第三 事業主が青少年の職場への定着促進のために講ずべき措置

28 一 雇用管理の改善に係る措置

29 事業主は、賃金不払い等の労働関係法令違反が行われないよう適切な雇用管理を行う
30 こと。

31 また、事業主は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の
32 充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第30条の2第1項、雇用の分野における
33 男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第11条第1
34 項及び第11条の3第1項並びに育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者
35 の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第25条第1項の規定により、事業主が職
36 場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべ

1 き措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号）、事業主が職場における
2 性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成
3 18年厚生労働省告示第615号）、事業主が職場における妊娠、出産等に関する言動に起
4 因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成28年厚生労働省
5 告示第312号）及び子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業
6 生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置等に関す
7 る指針（平成21年厚生労働省告示第509号）に基づき、職場におけるパワーハラスメン
8 ト、セクシュアルハラスメント及び妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの
9 防止のため、雇用管理上の措置を講ずること。

10 さらに、事業主は、青少年について、早期に離職する者の割合が高いことを踏まえ、
11 職場に定着し、就職した企業で安定的にキャリアを形成していくため、青少年の能力
12 や経験に応じた適切な待遇を確保するよう雇用管理の改善に努めるとともに、次に掲
13 げる措置を講ずるよう努めること。

14 (一) 能力・資質、キャリア形成等に係る情報明示

15 青少年が採用後の職場の実態と入職前の情報に格差を感じることをないよう、職場
16 で求められる能力・資質、キャリア形成等についての情報を明示すること。

17 (二) 不安定な雇用状態にある青少年の正社員登用等

18 意欲や能力を有する青少年に安定した雇用機会を提供するため、期間を定めて雇用
19 されていること等により不安定な雇用状態にある青少年が希望した場合に、正社員へ
20 の登用が与えられるような仕組みを検討すること。

21 (三) 労働法制に関する基礎知識の付与

22 青少年の労働法制に対する理解促進は、事業主にとっても職場環境の改善やトラブ
23 ルの防止等に資するものであることを踏まえ、新入社員研修の機会等を捉え、労働法
24 制の基礎的な内容の周知を図ることが望ましいこと。

25
26 二 職業能力の開発及び向上に係る措置

27 事業主は、青少年の職場への定着を図り、その有する能力を有効に発揮することがで
28 きるようになる観点から、職業能力の開発及び向上に関する措置を講ずることが重要
29 であることに鑑み、次に掲げる措置を講ずるよう努めること。

30 (一) OJT（業務の遂行の過程内において行う職業訓練）及びOFF-JT（業務の
31 遂行の過程外において行う職業訓練）を計画的に実施すること。

32 (二) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第10条の2第2項に規定する実習併
33 用職業訓練を必要に応じ実施すること。

34 (三) 青少年の希望等に応じ、青少年が自ら職業能力の開発及び向上に関する目標を定
35 めるために、業務の遂行に必要な技能及びこれに関する知識の内容及び程度、企業
36 内におけるキャリアパス等についての必要な情報の提供、キャリアコンサルティング

1 グ（職業能力開発促進法第2条第5項のキャリアコンサルティングをいう。）を受
2 ける機会の確保その他の援助を行うこと。その際には、青少年自らの取組を容易に
3 するため、職業能力評価基準等を活用すること。また、青少年が実務の経験を通じ
4 て自ら職業能力の開発及び向上を図ることができるようにするために、配置その他
5 の雇用管理について配慮すること。

6 (四) 青少年の自発的な職業能力の開発及び向上を促進するため、必要に応じて、有給
7 教育訓練休暇、長期教育訓練休暇その他の休暇の付与、始業及び終業時刻の変更、
8 勤務時間の短縮の措置等の必要な援助を行うこと。

9 (五) 各企業における活用状況を踏まえて、必要に応じて、ジョブ・カード（職業能力
10 開発促進法第15条の4第1項に規定する職務経歴等記録書をいう。第四の六におい
11 て同じ。）を、青少年が職業生活設計及び職業能力の証明のツールとして活用する
12 ための支援を行うこと。

13 (六) 青少年の職業能力の開発及び向上が段階的かつ体系的に行われることを促進する
14 ため、職業能力開発促進法第11条の事業内職業能力開発計画の作成や同法第12条の
15 職業能力開発推進者の選任を行うこと。

16 17 第四 特定地方公共団体及び職業紹介事業者等が青少年の雇用機会の確保及び職場への定 18 着促進のために講ずべき措置

19 青少年の就職支援並びに職業能力の開発及び向上に携わる主な関係者として、特定地
20 方公共団体及び職業紹介事業者等は、青少年が安定的な就業機会を得て、職場定着及び
21 キャリアアップを実現できるよう、次に掲げる措置を講ずるように努めるとともに、第
22 二の一の（一）に掲げる事項が適切に履行されるよう、必要な措置を講ずること。

23 一 青少年の主体的な職業選択・キャリア形成の促進

24 特定地方公共団体、職業紹介事業者、募集情報提供事業者、地域若者サポートステ
25 ーション及びキャリア形成サポートセンターは、青少年自身が主体的にキャリア形成
26 を行えるよう、青少年の希望等を踏まえながら、個々の状況に応じた支援を行うこと
27 が望ましいこと。

28 29 二 中途退学者及び未就職卒業者への対応

30 学校等を中途退学した者（以下この二において「中途退学者」という。）や、卒業
31 時までには就職先が決まらなかった者（以下この二において「未就職卒業者」という。）
32 については、個々の事情に配慮しつつ希望に応じた就職支援が必要である。

33 このため、中途退学者について、特定地方公共団体、職業紹介事業者及び地域若者
34 サポートステーションは、学校等及び公共職業安定所と協力しつつ相互に連携し、中
35 途退学者の個々の状況に応じた自立支援を行うとともに、自らの支援内容が中途退学
36 者に対して効果的に提供されるようにすること。また、未就職卒業者について、特定

1 地方公共団体及び職業紹介事業者は、学校等及び新卒応援ハローワークと協力し、個
2 別支援や面接会の開催など、卒業直後の支援を充実させること。

3 4 三 募集情報提供事業者による就職支援サイトの運営

5 事業主が募集情報提供事業者の就職支援サイトを活用して募集活動を行う場合にお
6 いて、募集情報提供事業者は、当該募集に関する情報を提供するに当たって、次に掲
7 げる事項に留意すること。

8 (一) 青少年が、適切に職業選択を行うことができるよう、就職支援サイトで提供す
9 る情報はわかりやすいものとする、提供する情報の量を適正なものとするこ
10 と、青少年の主体性を尊重したサービスの提供を行うこと等について配慮するこ
11 と。

12 (二) 相談窓口の明確化等、当該事業に係る労働者となろうとする青少年からの苦情
13 を迅速、適切に処理するための体制の整備及び改善向上に努めること。

14 (三) 学生、生徒等を対象とした事業を行うときは、学業への影響を考慮した適正な事
15 業運営を行うこと。

16 (四) 募集情報提供事業者は、労働者になろうとする青少年の個人情報の収集、保管及
17 び使用を行うに当たっては、職業安定法第48条に基づく職業紹介事業者、求人者、
18 労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事
19 業者、労働者供給を受けようとする者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等
20 の個人情報の取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示、労働者の募
21 集を行う者等の責務、労働者供給事業者の責務等に関して適切に対処するための指
22 針（平成2年労働省告示第141号）第4の1を踏まえること。また、募集情報提供
23 事業者は、同指針第4の2を踏まえ、秘密に該当する個人情報の厳重な管理等、労
24 働者になろうとする青少年の個人情報の適正な管理を行うこと。

25 なお、募集情報提供事業者は、取扱事業者に該当する場合には、個人情報保護法
26 第4章第1節に規定する義務を遵守しなければならないこと。

27 加えて、取扱事業者に該当しない場合であっても、取扱事業者に準じて、個人
28 情報の適正な取扱いの確保に努めること。

29 30 四 青少年雇用情報の提供

31 (一) 特定地方公共団体及び職業紹介事業者（職業安定法第33条の2第1項の規定によ
32 り無料職業紹介事業の届出を行った場合は、学校等も含まれることに留意すること）
33 は、学校卒業見込者等求人（法第11条に規定する学校卒業見込者等求人をいう。以
34 下同じ。）の申込みを受理する際に、法第14条の趣旨に沿って、求人者に青少年雇
35 用情報の提供を求めるとともに、全ての青少年雇用情報を提供するよう働きかけ、
36 学校卒業見込者等に対する職業紹介に活用することが望ましいこと。また、特定地

1 方公共団体及び職業紹介事業者は、就職支援サイトを運営する場合は、事業主の青
2 少年雇用情報について、可能な限り法施行規則第5条に定める全ての項目が掲載さ
3 れるように取り組むこと。

4 求人者の申込みを受理する段階で提供がなされていない青少年雇用情報について、
5 学校卒業見込者等から特定地方公共団体又は職業紹介事業者に対して個別に照会が
6 あった場合は、法第14条の趣旨に沿って、特定地方公共団体又は職業紹介事業者か
7 ら求人者に対して当該照会に係る青少年雇用情報の提供を求めることが望ましいこ
8 と。この場合において、当該照会を行った学校卒業見込者等に関する情報を求人者
9 に明示する必要はないことに留意すること。

10 (二) 募集情報提供事業者は、自らの運営する就職支援サイトに、学校卒業見込者等募
11 集（法第13条第1項の学校卒業見込者等募集をいう。）を行う事業主の青少年雇用
12 情報について、可能な限り法施行規則第5条に定める全ての項目が掲載されるよう
13 に取り組むこと。

14 15 五 職業能力の開発及び向上に係る措置

16 職業訓練機関は、青少年の個性に応じ、かつ、その適性を生かすよう、効果的に職
17 業訓練を実施すること。また、青少年の状況に応じた、ジョブ・カードを活用した円
18 滑な就職に向けた支援を行うこと。

19 20 六 職業生活における自立促進のための措置

21 地域若者サポートステーションは、いわゆるニート等に対し、その特性に応じた適
22 職（法第1条に規定する適職をいう。）の選択その他の職業生活に関する相談の機会、
23 職場体験機会その他の必要な措置を講ずること。

24 25 七 青少年の希望及び状況に応じた関係機関の紹介

26 特定地方公共団体、職業紹介事業者、職業訓練機関及び地域若者サポートステー
27 ヂョンは、青少年の希望及び状況に応じて、支援対象の青少年を適切な機関に紹介する
28 など、適宜連携しながら切れ目なく必要な支援が受けられるように配慮すること。

29 30 八 その他の各関係者が講ずべき措置

31 一から八までに定めるもののほか、他の法令、指針等に基づく措置にも留意しなが
32 ら、全ての関係者は、青少年の希望及び状況に応じ、その雇用機会の確保及び職場定
33 着の促進のために必要な支援を適切に行うこと。